

受託研究費算定要領(副作用・感染症報告)

国立病院機構 長崎川棚医療センター
平成 22 年 4 月改訂
平成 24 年 4 月改訂

副作用・感染症報告に係る経費算出基準

①報告書作成経費

報告書作成経費は、1 症例 1 報告書当たりの単価に症例数を乗じたものとし、追加調査をすることにより、1 症例当たり複数の報告書を作成する場合は、それぞれの報告書を 1 報告書として取り扱うものとする。

算出基準：1 症例 1 報告書当たりの単価×症例数

1 症例 1 報告書当たりの単価：20,000 円

②事務費

当該調査に必要な光熱水料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、受託研究審査委員会等の事務処理に必要な経費、研究の進行の管理等に必要な経費。

算出基準：上記経費(①)の10%

③管理費

技術料、機械損料、建物使用料、受託研究管理経費(症例検索のためのデータベース作成費等)、その他①に該当しない受託研究関連経費。

算出基準：上記経費(①、②)の30%